

少年非行等の概況(令和6年中)

徳島県警察本部
少年女性安全対策課

1 概況

- 徳島県の非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年)の総数は142人で、前年に比べ15人(11.8%)増加しました。
- 不良行為で補導した少年は709人で、前年に比べ4人(0.6%)増加しました。

○非行少年等の検挙・補導状況

区分		年別	令和5年	令和6年	増減	
					人員	率(%)
非行少年	犯罪少年	刑法犯少年	72人	94人	22人	30.6
		特別法犯少年	24人	21人	-3人	-12.5
	触法少年	触法少年(刑法)	30人	27人	-3人	-10.0
		触法少年(特別法)	0人	0人	0人	-
	ぐ犯少年	1人	0人	-1人	-	
	合計	127人	142人	15人	11.8	
不良行為少年		705人	709人	4人	0.6	

2 刑法犯少年と触法少年(刑法)の特徴

(1) 刑法犯少年

刑法犯で検挙した少年は94人であり、前年に比べ22人(30.6%)増加しました。

成人を含めた刑法犯検挙人員839人に占める少年の割合は11.2%で、前年の10.4%より0.8ポイント増加しました。

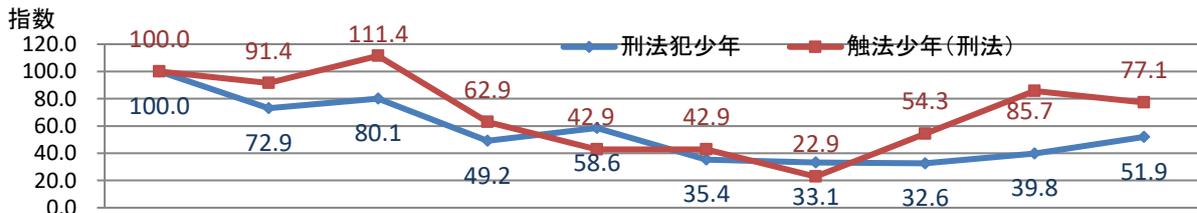
刑法犯少年を包括罪種別にみると窃盗犯が56人で最も多く、全体の59.6%を占めています。

学職別では、高校生が36人と最も多く全体の38.3%を占め、次いで中学生が33人で全体の35.1%を占めています。

(2) 触法少年(刑法)

14歳未満で刑法に触れる行為で補導した少年は27人で、前年に比べ3人(10.0%)減少しました。罪種別では窃盗が10人と全体の37.0%を占め、次いで粗暴犯が8人と全体の29.6%を占めています。学職別では中学生が21人と全体の77.8%を占めています。

○刑法犯少年と触法少年(刑法)の推移

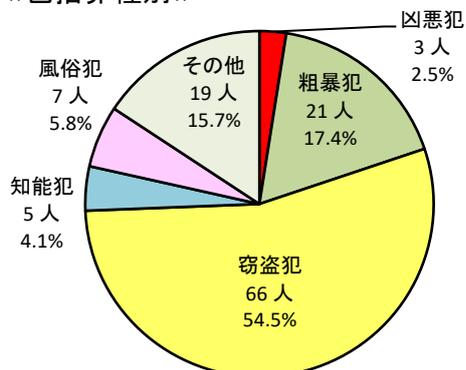


区分	年別	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯少年		181	132	145	89	106	64	60	59	72	94
触法少年(刑法)		35	32	39	22	15	15	8	19	30	27
計		216	164	184	111	121	79	68	78	102	121

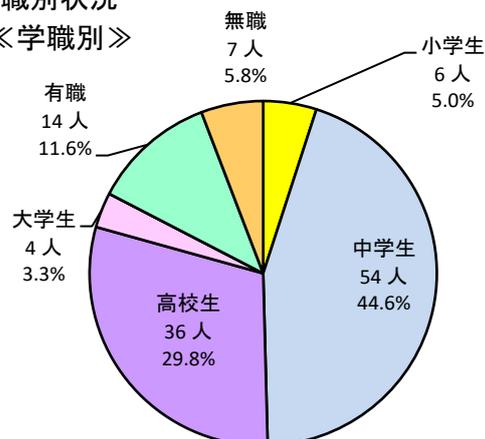
単位:人

○刑法犯少年及び触法少年(刑法)の包括罪種別・学職別状況

《包括罪種別》



《学職別》



3 特別法犯少年と触法少年（特別法）の特徴

(1) 特別法犯少年

特別法犯で検挙した少年は21人であり、前年に比べ3人（12.5%）減少しました。
法令別では、軽犯罪法違反が9人で最も多く、全体の42.9%を占めています。

(2) 触法少年（特別法）

14歳未満で特別法犯の罪に触れる行為で補導した少年は0人でした。

○特別法犯少年と触法少年（特別法）の検挙・補導状況

区分	令和5年		令和6年		増		減	
	特別法犯少年	触法少年 (特別法)	特別法犯少年	触法少年 (特別法)	人員		率(%)	
					特別法犯少年	触法少年 (特別法)	特別法犯少年	触法少年 (特別法)
軽犯罪法	1	0	9	0	8	0	800.0	-
迷惑防止条例	7	0	1	0	-6	0	-85.7	-
児童買春・児童ポルノ禁止法	4	0	2	0	-2	0	-	-
県青少年健全育成条例	1	0	0	0	-1	0	-100.0	-
銃刀法	1	0	2	0	1	0	100.0	-
大麻取締法	2	0	5	0	3	0	150.0	-
犯収法	0	0	1	0	1	0	-	-
不正アクセス禁止法	6	0	1	0	-5	0	-	-
その他	2	0	0	0	-2	0	-100.0	-
計	24	0	21	0	-3	0	-12.5	-

単位：人

4 ぐ犯少年

令和6年中のぐ犯少年は0人でした。

5 福祉犯罪の検挙状況

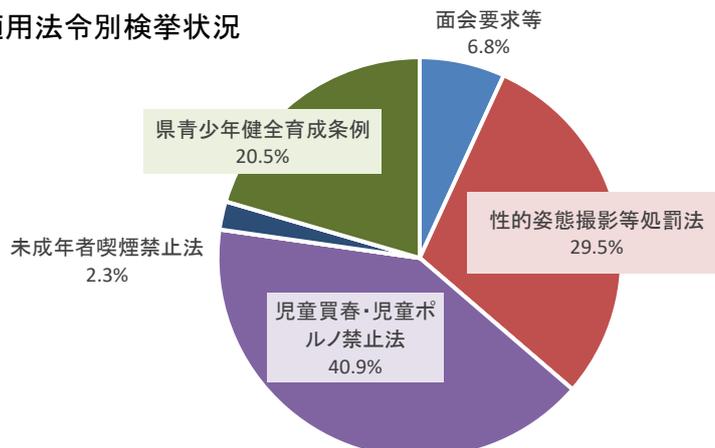
少年の福祉を害する犯罪の検挙は44件、検挙人員は17人で、前年に比べ検挙件数は26件（144.4%）、検挙人員は6人（54.5%）増加しました。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が18件と最も多く、全体の40.9%を占め、次いで、性的姿態撮影等処罰法違反が13件で、全体の29.5%を占めています。

○福祉犯罪の適用法令別推移

区分/年別	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
検挙件数	44	40	63	52	93	36	39	32	18	44
刑法犯	面会要求等									3
	性的姿態撮影等処罰法									13
特別法犯	児童福祉法	2	2	1	1	1	2		1	
	児童買春・児童ポルノ禁止法	24	19	25	23	50	16	25	19	13
	職業安定法									
	労働基準法		1	2	2					
	未成年者喫煙禁止法		7	15	4	3	2			1
	風営適正化法	3	2	2	6	1		1	1	
	県青少年健全育成条例	15	4	15	16	36	16	13	9	5
	その他		5	3		2			2	
検挙人員	38	32	47	34	34	22	16	22	11	17
被害少年	27	32	51	32	49	23	32	18	9	24

○福祉犯罪の適用法令別検挙状況



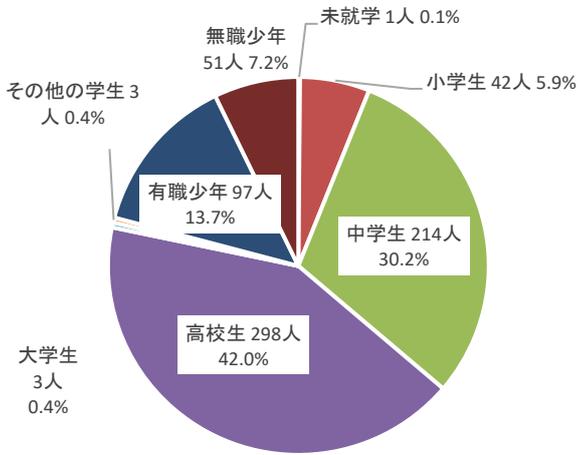
6 不良行為少年の状況

街頭補導活動などで補導した不良行為少年は709人で、前年に比べ4人（0.6%）の増加しました。

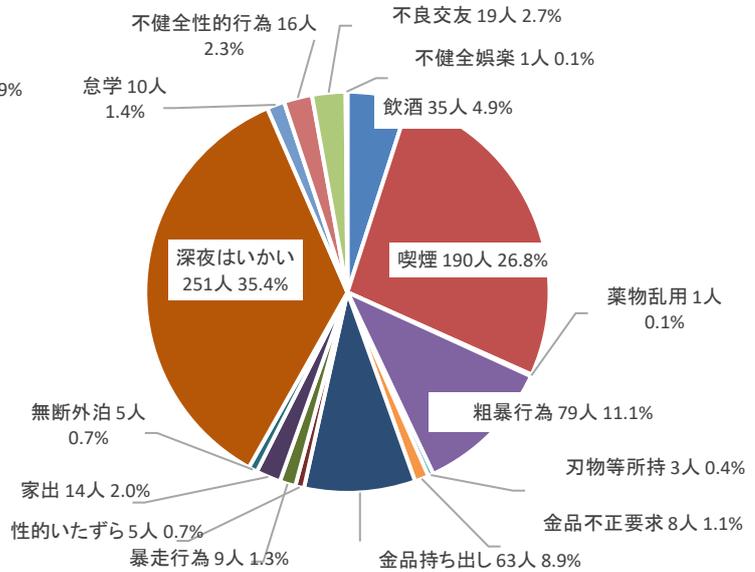
行為別にみると、深夜はいかいが251人（35.4%）と最も多く、次いで喫煙が190人（26.8%）の順となっています。

学職別では、高校生が298人（42.0%）、次いで中学生が214人（30.2%）、有職少年が97人（13.7%）の順となっています。

○不良行為少年行為別状況



○不良行為少年学職別状況

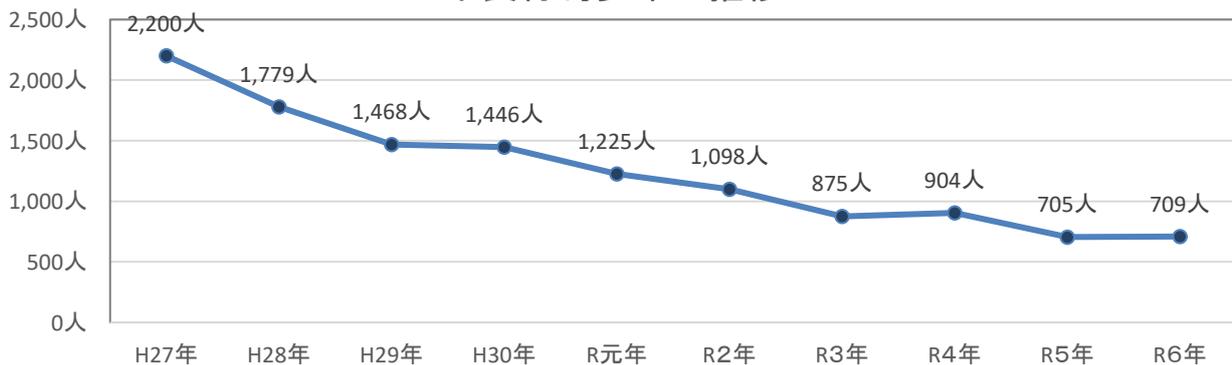


○不良行為少年行為別・学職別状況

不良行為少年行為・学職別	R6年中	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物等所持	金品不正要求	金品持ち出し	性的いたづら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	その他	R5年中	増減	
R6年中総数	709	35	190	1	79	3	8	63	5	9	14	5	251	10	16	19	1		705	4	
	144	11	20		6			26	1	4	10	4	46	4	7	5			140	4	
児童・生徒																					
未就学	1							1												1	
小学生	42				5			28		1	2		2	1	1	2				51	-9
中学生	214	3	42		52		4	24	3	1	8	3	54	9	4	7				178	36
高校生	298	18	74	1	15	1	4	7	2	5	4	2	149		10	5	1			320	-22
大学生	3	1	1													1				6	-3
その他の学生	3		2					1												5	-2
小計	560	22	119	1	72	1	8	60	5	7	14	5	205	10	15	15	1			560	
有職少年	97	9	43		6	1		1					32		1	4				92	5
無職少年	51	4	28		1	1		1		2			14							52	-1
R5年中総数	705	31	187		106	1	9	54	6	11	10	3	240	20	11	14	2				
	140	9	23		12	1		16			6	2	56	8	4	3					
増減	4	4	3	1	-27	2	-1	9	-1	-2	4	2	11	-10	5	5	-1				
	4	2	-3		-6	-1		10	1	4	4	2	-10	-4	3	2					

○不良行為少年の推移

不良行為少年の推移



用語の説明

非行少年等

刑法犯少年

刑法に規定する罪を犯した犯罪少年(交通関係を除く)

特別法犯少年

刑法に規定する罪以外の罪を犯した犯罪少年(交通関係を除く)

触法少年(刑法)

刑法に規定する罪に触れる行為をした少年

触法少年(特別法)

刑法に規定する罪以外の罪に触れる行為をした少年

犯罪少年(少年法第3条第1項第1号)

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

触法少年(少年法第3条第1項第2号)

14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年(少年法第3条第1項第3号)

ぐ犯事由の一つ以上に該当し、かつ、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の少年

ぐ犯事由

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
- ・犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること

非行少年(少年警察活動規則第2条第6号)

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

不良行為少年(少年警察活動規則第2条第7号)

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為(不良行為)をしている少年

